

日常の衛生管理が大切です

いつも安全な水を使用するために、次のことに注意して衛生管理をしましょう。

① 色、濁り、臭い、味を毎日確認する。

② 水源とその周囲は常に清潔にしておき、井戸の蓋に鍵をかけたり、柵などを設置したりして、外部から人、動物、土砂、ごみなどが入るのを防ぐ。

③ 井筒、ポンプ、管類、水槽などの構造物に破損がないか定期的に点検し、清掃する。

井戸水、湧水、沢水などの管理は、その使用者が自ら責任を持って行わなければなりません。

消毒の効果

水道水は、塩素消毒により、目には見えない細菌などによる水の汚染を防止し安全を確保しています。井戸水や湧水や沢水においても、「消毒装置」を設置して水道水と同じように塩素消毒を行うことで、より安全な水として使用できます。



もし、水の色や味やにおいに異常を感じたり、構造物に破損箇所が見つかったりした場合は、水が汚染されている可能性もありますので、飲用を停止し市保健所衛生課に相談してください。



問い合わせ先

福島市保健所衛生課

〒960-8002 福島市森合町10番1号
(福島市保健福祉センター内)

電話 024-597-6319(直通)

FAX 024-533-3315

E-mail h-eisei@mail.city.fukushima.fukushima.jp

◆環境課放射線モニタリングセンターからのお知らせ◆

環境課放射線モニタリングセンターなどで、井戸水等の飲料水に含まれる放射性物質の測定を行っております。
※事前予約が必要となります。

詳しくは

環境部 環境課 放射線モニタリングセンター 電話 024-525-3210 にお問い合わせください。

◆危機管理室からのお知らせ◆

～「災害時市民協力井戸」について～

東日本大震災では、多くの水道施設が被害を受け、水道の供給が停止したため、市民の皆さんのが所有する井戸が活用され、その重要性が再認識されました。

福島市では、こうした震災時の教訓から、大規模災害時に井戸水を提供していただく「災害時市民協力井戸」(生活用水*)の登録を随時受け付けておりますので、ぜひ御協力をお願いします。

*トイレ及び洗濯等の飲用以外の水

詳しくは

総務部 危機管理室 電話 024-525-3793 にお問い合わせください。

くらしの水を安全に

井戸を適正に管理しましょう!



福島市保健所

あなたが飲んでいるのはどんな水?

- ◆ 山奥の天然の「きれいな水」?
- ◆ 消毒していない「体にいい水」?
- ◆ 昔から飲んでいる「安心な水」?

それは安全な水ですか?

ゆうすい さわみず
井戸水、湧水、沢水などは、まわりの環境の影響を受けやすく、水質が一定とは限りません。



水源のまわりをみてみましょう

● 水源の近くに、くみ取り便所、畜舎などはありませんか?

くみ取り便所の便槽にひび割れが発生していたり、家畜のふんの管理が悪いと、人のし尿や家畜のふんの中の大腸菌などが地下に浸透して水が汚染されることがあります。



● 柵などを設けていますか?

取水場所に野生動物や人が自由に近づくことができる環境では、動物のふんや不法投棄された廃棄物などにより、水が汚染されることがあります。



● 水源の近くに果樹園や畠地がありませんか?

農作物の栽培のために窒素肥料を多量に使用したり、発酵が不完全な堆肥を使用することにより、水が汚染されることがあります。



● 泥をかぶつていませんか?

本来、地表に出ていなければならぬ、井戸や湧水ますの蓋が、土砂でおおわれていると土の中の微生物などの汚染物質が水の中に入りやすくなります。



ゆうすい さわみず
井戸水、湧水、沢水などは、水源の周囲の環境の影響を受けて水質が変化することがあります。

施設の管理が良くないと、水が汚染されることがあります。井戸水や湧水、沢水などを生活用水として使用する場合、その衛生を確保するためには、使用者による適切な管理が必要です。

飲料水には、安全な水道水を利用しましょう。

やむを得ず井戸水を使用する場合は必ず水質検査を実施しましょう。

水質検査を受けましょう

使用している水が安全であるか、飲用に適しているかを確認する方法として、水質検査があります。1年に1回程度、水質検査を実施して、飲用水として安全であることを確認することも必要です。

そのほか、水源周辺の状況に応じて、検査回数を増やしたり、検査項目を追加したりすることも必要です。

水道水は51項目の水質検査を行い、安全性を確認しています。

ゆうすい さわみず
井戸水、湧水、沢水なども、水道水と同じように水質検査を受け安全性を確認することをおすすめします。

安心して使用するために、検査しましょう



※市では、検査を受け付けておりません。民間の検査機関に検査を依頼してください。

検査手数料は検査機関や検査項目により異なり、検査依頼者の自己負担となります。



検査の結果、汚染が判明したら?

直ちに飲用を停止して、**市保健所衛生課**に相談してください。

水質検査項目の例

項目(水質基準*)	内 容
一般細菌 (100個/mL以下)	大部分は直接病原菌との関連はありませんが、多数検出される場合は、病原菌に汚染されている可能性があります。また、消毒が有効に機能しているかの判断基準にもなります。
大腸菌 (検出されないこと)	検出された場合、動物のふんなどに含まれる病原菌に汚染されている可能性があります。
亜硝酸態窒素 (0.04mg/L以下)	自然界に広く存在しており、窒素肥料、生活排水などにも含まれている物質です。高濃度に含まれると、特に乳児の健康に影響を与えます。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (10mg/L以下)	自然界に広く存在しており、窒素肥料、生活排水などにも含まれている物質です。高濃度に含まれると、特に乳児の健康に影響を与えます。
塩化物イオン (200mg/L以下)	高濃度に含まれると、地質、下水、家庭排水、工場排水及びし尿などが混入し、汚染されている可能性があります。
有機物(TOC) (3mg/L以下)	高濃度に含まれると、土壤中の微生物、し尿、下水、工場排水などの混入により汚染されている可能性があります。
pH値 (5.8以上8.6以下)	酸・アルカリの程度を数値で表したもので。pH7は中性を表し、pH7より値が大きくなるほどアルカリ性が強くなり、値が小さくなるほど酸性が強くなります。
味 (異常でないこと)	異常を感じた場合、地質由来の物質、工場排水、化学薬品などの混入、藻類の繁殖などにより汚染されている可能性があります。
臭気 (異常でないこと)	異常を感じた場合、藻類の繁殖、し尿、下水、工場排水、化学物質などにより汚染されている可能性があります。
色度(5度以下)	無色透明でない場合、外部から何らかの影響を受けて汚染されている可能性があります。
濁度(2度以下)	

※()内は水道水の水質基準です。井戸水等の飲用に関する水質基準は定められていません。